

# 処 分 基 準 ( 公 表 用 )

様式第 4 号

所管部(局)・課(室) 生活衛生課

法 令 名	美容師法	法令の番号	昭和32年法律第163号			
手 続 名	美容師の業務停止命令	根 拠 条 項	第10条第2項			
処 分 基 準	<p>美容師が次の各号のいずれかに該当するに至ったとき、知事は期間を定めてその業務を停止することができる。</p> <p>1 美容所以外の場所で美容の業を行ったとき。ただし、以下の場合を除く。                  (1) 疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者に対して美容を行う場合                  (2) 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合                  (3) (1)(2)のほか、県が条例で定める以下の場合                      児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、刑務所又はこれらに類する施設に入所し、又は収容されている者に対して出張で行を行う場合                      その他保健所長が衛生上支障がないと認めた場合</p> <p>2 美容師が、以下の措置を講じなかったとき。                  (1) 皮膚に接する布片及び皮膚に接する器具(クリッパー、はさみ、くし、剃毛、ふけ取り、かみそりその他皮膚に直接接触して用いられる器具)を清潔に保つこと。                  (2) 皮膚に接する布片を客一人ごとに取り替え、及び皮膚に接する器具を客一人ごとに消毒すること。                  (3) その他知事が定める衛生上必要な措置                      手指の爪は常に短くし、客一人ごとに作業着手前に手指を石ケンその他の洗淨剤で洗うこと。                      作業中は清潔な作業衣を着用し、かつ、必要に応じてマスクを使用すること。                      首巻き、まくら当て等に紙製品を使用するときは、客一人ごとに新しいものと取り替えること。                      客用の掛布等は、清潔なものを使用すること。                      作業に伴って生じたくず毛及び汚物は、その都度清掃し、ふたのある毛髪箱及び汚物箱に入れること。                      そり毛に用いる石ケンその他これに類するものは、客一人ごとに新しいものと取り替えること。                      薬品、化粧品等は、安全なものを適正に使用すること。                      消毒済の器具、布片等は、未消毒のものと区別して保管すること。                      美容所外で作業をするときは、消毒器具及び薬品を携帯すること。</p> <p>3 美容師が結核、伝染性膿痂疹(トビヒ)・単純性疱疹・頭部白癬(シラクモ)・疥癬等の皮膚疾患、その他公衆衛生上不相当と認められる伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不相当と認められるとき。</p> <p>なお、「業務停止処分の期間」については、個々の事例について具体的に判断する必要があるが、処分基準を一律に定めることは困難である。</p>					
対 応 区 分	1 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処 理 機 関	保健福祉事務所	交 付 機 関	保健福祉事務所	目次 NO